

不服申立手続の概要

- **書面審理**が原則 ※申立てにより口頭意見陳述を実施するほか、必要に応じ参考人陳述・鑑定・検証等の手続を実施
- 原処分に関与しない職員（審理員）が審理手続を実施（審査請求・再審査請求）（§9）
 - ※審査庁が委員会や審議会等である場合、審査請求が不適法であることが明らかな場合は、指名は不要
- **行政不服審査会等**が第三者の立場から審査庁の裁決の妥当性をチエック（審査請求）（§43）
 - ※原処分又は裁決の際に他の第三者機関の関与がある場合、審査請求を却下する場合、審査請求の全部を認容する場合は、諮問は不要

<審査請求の手続等>

【方式等】

- **審査請求書を提出**（§19）※原則として正副2通
(氏名・住所、処分の内容、趣旨、理由、教示内容等を記載)
- 処分庁等に提出することも可能（§21）
- 不備がある場合には、**補正**を命令（§23）
- 裁決があるまでは、いつでも取下げが可能（§27）

【執行停止】

- 審査請求は**処分の効力・執行等を妨げない**（§25Ⅰ）
- 必要がある場合には、**執行停止が可能**（§25Ⅲ）
※重大な損害を避けるために緊急の必要があると認めるとときは、執行停止をしなければならない（§25Ⅳ）
- 事情が変更したときは、**執行停止を取消し**（§26）

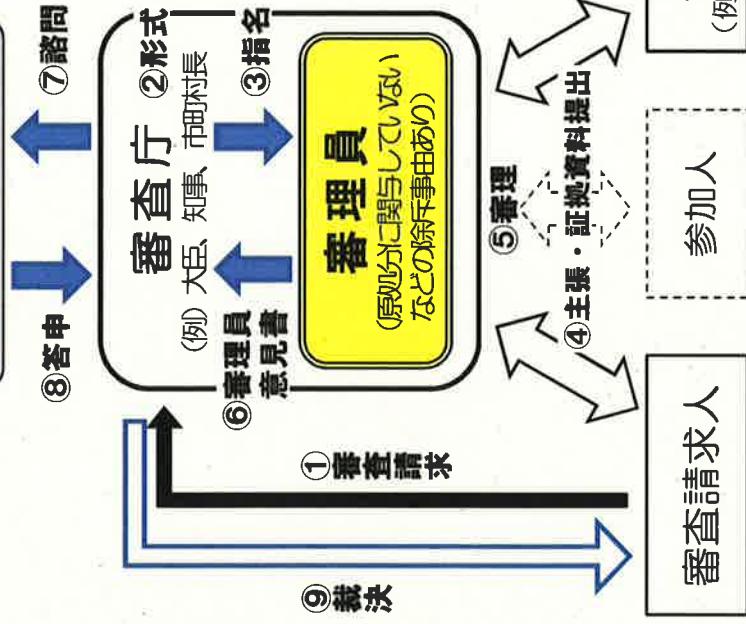
【教示等】

- 処分時に不服申立先等を**教示**（§82）
- 標準審理期間の設定・審理員候補者名簿の作成
(努力義務。設定・作成した場合は公にする義務)（§16-17）
- 不服申立てに必要な**情報の提供**（努力義務）（§84）
- 裁決の内容その他不服申立ての**処理状況の公表**
(努力義務)（§85）

<審査請求の流れ>

行政不服審査会等

国：行政不服審査会（総務省）
地方：執行機関の所属機関



○久喜市行政不服審査会条例

平成28年3月25日
条例第8号

(趣旨)

第1条 この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第81条第4項の規定に基づき、久喜市行政不服審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審査会は、委員4人をもって組織する。

(委員)

第3条 委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、

前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 市長は、委員が心身の故障のために職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合には、その委員を解嘱することができる。

5 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

6 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

(会長及び副会長)

第4条 審査会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第6条 第3条第5項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

○久喜市行政不服審査会規則

平成28年3月31日

規則第44号

(趣旨)

第1条 この規則は、久喜市行政不服審査会条例（平成28年久喜市条例第号）第5条の規定に基づき、久喜市行政不服審査会（以下「審査会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 審査会の会議は、会長が招集し、会長は会議の議長となる。

- 2 審査会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(除斥)

第3条 委員は、自己の利害に關係する議事に参与することができない。

(調査審議の手続の非公開)

第4条 審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。

(議事録)

第5条 議長は、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、議長のほか、出席した委員のうちから議長が指名する委員が署名しなければならない。

(庶務)

第6条 審査会の庶務は、総務部庶務課において処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。